

指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について (★)

事業者名称	株式会社SUN
代表者氏名	代表取締役 三歩 祝子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	香川県高松市伏石町2009-5 087-802-8633
法人設立年月日	2019年6月1日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等 (★)

事業所名称	アシスト・ケア
介護保険指定 事業所番号	1371510916
事業所所在地	東京都杉並区高円寺南2-53-4 アークビル303
連絡先 相談担当者名	東京都杉並区高円寺南2-53-4 アークビル303 小林 直己
事業所の通常の 事業の実施地域	杉並区、中野区、練馬区、新宿区

(2) 事業の目的及び運営の方針 (★)

事業の目的	要介護者を抱えるご家族が長期的な介護に耐えられるよう、保健・医療・福祉のサービスに関する相談窓口になり、関係機関と密な連携を図り、サービス担当者会議を開催し、総合的なサービスの提供に努めます。
運営の方針	<p>当社は、在宅の要介護高齢者・要支援高齢者の身体向上と自立支援を最終目標におき、利用者一人一人の意思・人格・個性を尊重し、その利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、ニーズに応じた保健医療・福祉サービスが、多様な業者から総合的且つ効率的に提供されるよう利用者の立場に立って配慮し事業を行います。指定居宅介護支援の提供にあたり、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのない公正中立のケアマネジメントの確保のため、利用者やその家族に対して、ケアプランに位置付けた居宅サービス事業所について説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の事業所の紹介を求めることが可能であること。 ・当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能である事。 <p>指定居宅介護支援事業所の提供の開始に際し、予め利用者又はその家族に対し運営規定の概要及び利用者申し込み者のサービス洗濯に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、居宅介護サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されることをご理解いただいた上で、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとします。</p> <p>要介護者を抱えるご家族が長期的な介護に耐えられるよう。保険・医療・福祉のサービスの相談窓口になり。関係機関と密な連携</p>

	<p>を量り、サービス担当者会議を開催し総合的なサービスの提供に努めます。</p> <p>(2) 居宅介護支援の実施概要等 当社は課題分析、利用者及び家族の希望、並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービスを作成します。</p> <p>(3) 担当者会議 ケアプラン作成時及び変更時、要介護認定更新時、要介護区分変更時、利用しているサービスの変更が生じる場合に、ご利用者様ご了承の上サービス担当者会議を開催いたします。この折、ご利用者様のプライバシーには配慮し、関係者以外にコイン情報が漏れないよう注意いたします。必要に応じて、主治医の先生にも連絡を取る場合もございます。担当者が集合できない場合は電話・FAXにて意見交換を頂きますのでご了承ください。</p>
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間 (★)

営業日	平日 午前8時30分～午後5時30分 土・日曜・祝祭日 休業 ※1月1日～1月3日及び、12月29日～12月31日は休業
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

(3) 管理者

管理者	小林 直己
-----	-------

(4) 事業所の職員体制 (★)

職	職務内容	人員数
呼出係	<p>従業員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 従業員に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	常勤 1名

	居宅介護支援業務を行います。	常勤 1 名 (うち兼務 名) 非常勤 名
事務職	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 名 非常勤 名

(5) 指定居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について (★)

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料及びその他の費用	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
1 居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「1. 指定居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となります。	別紙に掲げる「2. 利用料及びその他の費用について」を参照下さい。 ※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合には、一旦厚生労働大臣の定める基準の料金を頂きます。当事業所からサービス提供証明書を発行いたしますので、このサービス提供証明書を、後日お住まいの区市町村の窓口へ提出して下さい。後日全額払い戻しを受けることができます。	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。(全額介護保険により負担されます。)
2 居宅サービス事業者との連絡調整				
3 サービス実施状況把握、評価				
4 利用者状況の把握				
5 給付管理				
6 要介護認定申請に対する協力、援助				
7 相談業務				

3 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

4 その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>1 その他の費用の請求方法等</p>	<p>1 その他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月〇日までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
<p>2 その他の費用の支払い方法等</p>	<p>1 請求書の内容を確認のうえ、請求月の△日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 2 (ウ) 現金支払い お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管をお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

5 指定居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 指定居宅介護支援の提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 病院等に入院する場合には、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がございます。病院等に入院する必要が生じた場合には、ご本人またはご家族から担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただきますようお願いいたします。

6 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しています。

7 虐待の防止について（☆）

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 2 虐待の防止のための指針を整備しています。
- 3 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- 4 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

<p>虐待の防止に関する担当者</p>	<p>管理者 小林 直己</p>
---------------------	------------------

- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。
- (3) 虐待通報の窓口

<p>（事業者の担当部署・窓口の名称）</p>	<p>電話番号：03-6379-1189 受付時間：8：30～17：30</p>
<p>杉並区高齢福祉課 高齢者支援係</p>	<p>電話番号：03-3312-2111 受付時間：8:30から17:00まで （ただし、土・日・祝日、12月29日から1月3日を除く）</p>

8 秘密の保持と個人情報の保護について (★)

<p>1</p> <p>利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>3</p> <p>個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

9 事故発生時の対応方法について (★)

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

<p>家族等緊急連絡先</p>	<p>氏 名： 続柄</p> <p>住 所：</p> <p>電 話 番 号：</p> <p>勤 務 先：</p>
-----------------	--

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、契約終了の日から2年間保存します。

12 利用料金

(1)居宅介護支援費

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。1ヶ月あたりの給付費は下記のとおりです。

要介護1・2の方

12,380円

要介護3・4・5の方 16,085円
 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた居宅介護支援費の10割の金額をいただき、当社からサービス提供証明証を発行いたします。このサービス提供証明証を後日、区の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

[加算と減算]

介護支援専門員の担当利用者数や事業の運営状況または、利用者様の状況によって上記給付費を加算、減算いたします。

①加算について(現在当社の運営状況による特定事業所加算はございません。利用者様の状況による加算のみとなります。)

- ・初回加算 3,420円
- ・入院時情報連携加算Ⅰ 2,280円
- ・入院時情報連携加算Ⅱ 1,140円
- ・退院・退所加算・連携1回 5,130円又は6,840円
- ・退院・退所加算・連携2回 6,840円又は8,550円
- ・退院・退所加算・連携3回 10,260円
- ※上記退院・退所加算はカンファレンスを開催した場合で、その回数により加算が変わります。
- ・ターミナルケアマネジメント加算 4,560円
- ・小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 3,420円
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 3,420円
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算 2,280円

②減算について

- ・特別の事情がない限り、月1回お伺いいたします。特別な事情(ご利用者様側の理由)以外で月1回の訪問がない場合、国へ上の金額の5割減にて給付請求いたします。
- ・特定事業所集中減算(月間サービス依頼割合が80%を超える事業者がある場合) -2,280円

(2)交通費

前記2.の③のサービス提供地域にお住いの方はかかりません。

(3)その他の実費について

記録の謄写代 コピー代実費

※プラン作成上医療機関等の文書作成が必要とされた場合の文書料実費は、ご利用者負担とさせていただきます。

13 サービス提供に関する相談、苦情について(★)

(1) 苦情処理の体制及び手順

- 1 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- 2 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供をお受けになっている各種サービス内容及びサービス業者についてのご相談・苦情を承ります

(2) 苦情申立の窓口

(事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地：杉並区高円寺南2-53-4アークビル303 電話番号：03-6379-1189 ファックス番号：03-6379-1190 受付時間：8：30～17：30
杉並区介護保険課 介護保険管理係	所在地：杉並区阿佐ヶ谷南1-15-1 電話番号：03-3312-2111 受付時間：8:30から17:00まで (ただし、土・日・祝日、12月29日から1月3日を除く)
国民健康保険団体連合会 相談窓口	所在地：千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京都政会館 電話番号：03-6238-0177 ファックス番号：03-6238-0022 受付時間：9:00から17:00まで (ただし、土・日・祝日を除く)

上記内容について、「杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

説明年月日： 年 月 日

冊 冊 冊	所在地	杉並区高円寺南2-53-4 アークビル303
	法人名	株式会社SUN
	代表者名	三歩 祝子
	事業所名	アシスト・ケア
	説明者氏名	小林 直己

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

同意交付年月日： 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	
利用者家族 の代表	住所	
	氏名	

前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	58%
通所介護	18%
地域密着型通所介護	66%
福祉用具貸与	26%

前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

